

医療・検査、保健所体制の抜本的強化 社会福祉施設等へ支援をつよめ、暮らしと営業を守りぬく



みなさんと力を合わせて実現

- PCR検査の拡充
128件/日→1500件/日
- PCR検査センター（地域外来・検査センター）の県内8カ所設置
- 新型コロナウイルス感染症対応病床（54床→515床）
- コロナ対応空床補償の拡充
16,190円/床→36,350円/床
→最大30万1千円/床
- 経営継続支援金の学習塾等100㎡以下適用など対象拡充
- がんばるお店・お宿応援事業補助金枠500件→5000件に
- 派遣切り・内定取り消し者などへの県職員採用
- 県営水道料金の3カ月減免
→31市町で減免実施へ
- 県立大学の学費減免
- 私立高校授業料軽減臨時特別補助の拡充
- 公立高等学校等授業料の減免
- サンテレビによる学習支援
- 芸術文化鑑賞・体験機会創出支援

検査体制の拡充を

県は、当初、PCR検査能力を128件/日としていました。県議団には、「検査が行われず窓口たらいまわしに」「感染者の出た介護現場での濃厚接触者の検査を希望するが受けられない」などの相談が寄せられ、検査体制の拡充を一貫して要請。感染者を早く見つけ、保護し、死亡者や重症化を抑えるには陽性率を5%以下にすることが必要だと指摘し、少なくとも1000件以上の検査能力が必要と提起。ごく軽症も含めすべての有症者やすべての接触者へ速やかな検査を行う方針への転換を求めてきました。



こうした結果、県は、検査能力1500件/日への拡充、地域外来・検査センターの設置、濃厚接触者も含め検査を行うとしています。

保健所の体制強化を

公衆衛生の最前線である保健所は、新型コロナウイルス感染症への対応で業務がひっ迫しました。保健所の人員不足は、地域保健法制定により、管轄地域がより広い二次医療圏域とされたうえに、県の行財政構造改革により、1989年県内41カ所あった保健所が17カ所へと半数以下に削減されたことが要因です。



県議団は、コロナ対応でひっ迫する保健所体制の強化とともに、県がすすめる若狭健康福祉事務所（保健所）の分室化について、存続を求めました。県は、「若狭市に係る感染症対策、難病、精神保健などの業務については、検討したい」としました。

暮らしと営業を守り抜く

支援強化を



県は、中小企業に最大100万円、個人事業主に最大50万円の支援事業を創設しましたが、対象はきわめて限定的でした。県議団は、対象外となっていた100㎡以下の学習塾・商業施設や、文化センターなど貸室で主催する学習塾や教室、シヨッピングセンターや公立施設の中にある飲食店等、対象外になっている事業者も対象に加えることを繰り返し要望。100㎡以下の学習塾・商業施設や貸室で主催する学習塾等が新たに対象に加わり、休業延長に対する上乗せも実現。直接・間接の影響を受けているすべての事業者への支援を行うよう求めています。

社会福祉施設等への支援強化を



感染拡大の中で、高齢者・障がい者など福祉現場でも困難な状況がひろがりました。ある介護施設で集団感染が発生し、自宅待機となった方への訪問看護などは、対応マニュアルもなく、防護服もないなか、極度の緊張で訪問が行われていました。放課後等デイサービスでは、障害の特性からマスクができない子どももあり、高い感染リスクを抱えていました。県議団は、感染リスクを感じながら介護、障害福祉、無認可含めた保育などに従事したすべての職員を対象に慰労金を支給すること、社会福祉施設での専門的な感染症対策の指針の早急な策定と、相談体制をつくることなどを求めました。

感染症対策含めた地域医療体制を



県内の感染症病床は、2000年には、879床であったのが、2020年には、204床へと結核病床を中心に約8割削減されています。今回の新型コロナウイルス感染症対応では、一時、確保した病床の9割がうまるなど、医療崩壊寸前の深刻な状況でした。県議団は、日本医師会会長の「感染症病床の確保が十分でなかった」などの発言を引用し、感染症病床の増床と、感染症対策含めた地域医療構想への見直しが必要と提起。県は、「各圏域ごとに、感染症対策を含めた医療体制の検討が行われるべき」としました。



新体制になりました。
ねりき恵子（団長、文教常任委員・後左）
きだ結（政務調査会長、健康福祉常任委員・前中央）
入江次郎（政務調査副会長、産業労働常任委員・後右）
いそみ恵子（総務常任委員・前左）
庄本えつこ（建設常任委員・前右）

困った時は
日本共産党
に相談を

